

## 朝覲考察制度の創設

和田, 正広  
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24546>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 10, pp.97-131, 1982-03-25. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

# 朝覲考察制度の創設

和田正広

はじめに

一 考課の展開と黜陟の在り方

1 考満入覲の場合

2 考察の場合

(a) 朝覲

(b) 朝覲考察

二 創設要因の検討

1 考課の評定基準

2 貪官対策Ⅱ小農民の再生産保証策

おわりに

はじめに

秦漢統一帝国の成立以来、中央集権的官僚制国家を機能せしめた制度の一つには、内外官僚に対する政績評定制度である考課の制度がある。その起源は、十世紀以降に完成

する科挙制度よりも、はるかに古い。科挙制の成立に伴って、宋代より君主独裁権力が確立するが、特に明代では考満と呼ばれたこの制度は、より発展をみた。

ところで、明代特にその前半における任官の前提条件には科挙と薦挙とがあつたが、官僚の願望に応える王朝国家の昇官のための主要な制度的保証は、考課であつた。皇帝の階級的人民支配を委任された地方官の治績の良否を評定したのは、被支配階級の小農民等ではなく、例えば十四世紀後半の明初洪武年間では、里老人・耆民等の在地地主層であり、明代後半以降では、官評の名が示すように地方各級の長官であつた。このように、考課の制度には、階級的性格が貫徹していた。まして税役収取の主対象である広範な小農民に評定権を付与することは、彼らへの参政権の付与を意味し、集権官僚制による君主独裁権力とは矛盾する不可能なことであつた。従つて、官僚の考課を委任された

各級地方長官は、独裁君主にのみ責任を負えば事足りたのであり、一旦彼らに対する皇帝の監督機能が衰退すれば、彼らの運営する評定制度は、官僚集団の利益追求のために、一人歩きを始めて、無責任な発財制度に変貌して官場を腐敗に導く危険性を内包していた。

本稿でとり上げる明の太祖朱元璋の創設した、一定の年限毎に地方官を上京させて謁見し、訓戒さらには黜陟する朝覲もしくは朝覲考察制度も、考課の一種である。本制度も当初より右の矛盾を内包していたが、俱に功なき者を退ける「黜」に重点のおかれた考満・朝覲考察の中、考満の黜は殆どが降級し左遷に止まっていたが、朝覲考察の黜は、即ち免官を意味する部分を含んでいた。本稿は、三十一年間に亘って親しく政務の決裁に精励した太祖が地方官に対して新たに朝覲考察制度を創設した要因を、二つの考課制度の黜陟のあり方と評定基準並びに貪官排除策等を通じて検討したものである。その結果、朝覲考察制度は王朝の税役収取の基盤である小農民の支配を委任された地方官をして、元末の戦乱で荒廃した彼らの再生産を確立・維持せしめるための制度的な一保証策として機能していたことが判明した。

## 一 考課の展開と黜陟の在り方

### 1 考満入覲の場合

洪武元年（一三六八）刊の大明令、吏令には、

凡各處任満官員、須要隨卽、將帶家小、起解任所、親齎解由到省。次日引見。如到來、當該房分、不行引見、問罪。

とあつて、任満つまり官僚任期を満了した地方の官員は、家族を引きつれて赴任の地を出発し、中央政府のある金陵の中書省に到つて解任の由帖を提出したのち、皇帝に謁見する、との規定がみえる。右では、任満が何年であるかが不明である。

明実録・太祖洪武二年九月癸卯の条には、

詔。府州縣正官。三年一考課于吏部。覈其賢否而黜陟之。佐貳及首領官、在任三年、所司具其政績、申達省部。吏目典史在任者、給由赴京。

とみえ、知府・知州・知県等の正印官は、三年に一度、吏部において賢否を評定されて黜陟の決定を受けた。彼らが黜陟されたということは、上京したことを意味する。佐貳官及び首領官も、在任三年目に所管の上司によつて政績を中書省・吏部に送られた。しかし、彼らに対する黜陟は不

明である。ただ、首領官のうち、吏目・典史は履歴・政績の記された由帖を給されて上京する、とみえる。

次に、黜陟の内容については、明実録洪武三年十二月癸酉の条に、府同知で一考<sup>一</sup>三年間に罪過のない者を知府に昇し、知県で二考<sup>二</sup>六年間に罪過のない者を知州に昇し、県丞で一考<sup>一</sup>三年間に罪過のない者を知県に昇す規定がみえる。

以上、洪武三年間の地方官の考満における黜陟の期限は、三年もしくは六年の如く統一的ではなかった。黜陟の内容は、昇官についてだけがみえる。黜陟期限が九年に決定するのは、後述の空印の案によって江南近辺出身の行省・府州県官僚が弾圧された後、官僚機構の整備が図られた洪武九年であった。明実録洪武九年十二月己未の条には、

命中書吏部、自今諸司正佐首領雜職官、俱以九年爲滿。

其犯公私罪、應答者贖、應徒流杖者紀。每歲一考、歲

終布政使司呈中書省、監察御史按察司呈御史台。俱送

吏部紀錄。

とあって、府州県の正・佐官と首領官や巡検等の雜職官の考満、つまり黜陟期限は九年に決定した。公罪・私罪を犯し、答刑に相当すれば贖罪を許し、強制労働の徒刑、流刑、杖刑に相当すれば履歴に記録される、という如く、黜陟の内容は、降級・改任や左遷・免官には及んでいない。右に

## 朝覲考察制度の創設

毎歳一考という一考は、一考<sup>二</sup>三年の意味ではなく、布政使や御史・按察使等の上司が中央への報告のために毎年の終りに府州県官の政績を評定する、の意味である。政績は最終に吏部に集約された。

「不称職」つまり職責にかなわず、と評定された地方官が広東、広西、福建汀・漳、江西龍南・安慶、湖広郴州地方へ左遷された例は、明実録洪武十三年正月乙巳の条にみえる。不称職のほか、「称職」「平常」を含めた三等の評語が税糧負担額による府州県の繁簡則例と組み合わさって、「考効の法」として内外官に適用されるのは、洪武十四年十月以降のことである。考効の法は、考覈とも称され、同二十六年の諸司職掌に採録されて、考満に関する明一代の基本法令となった。つまり、考満の法は、政治的には同十三年正月の胡惟庸事件による天子への六部直屬体制<sup>二</sup>六部一布政司体制の確立、経済的には同十四年正月に制定されて国家財政を確立せしめた里甲制の発足を俟って確立したといえる。明実録洪武十四年十月壬申の条にみえる考効の法は、表Iとして表示できる。



表Ⅰ△Ⅰ考効の法√によれば、昇任は僅かに三例、留任は五例であるのに対して、降任は二十二例である。つまり、税糧石数の大きい府州県に任官して称職であつても、徒・流罪を犯せば昇官は至難である、というのが法制の建前であつた。ただ一例、(A)のケースで徒・流罪を三次以上記録した場合(※印)に「これを黜く」とみえるのは、罷免を意味するものと考えられる。だが、考効の法の建前によれば、殆どの官僚はクビ<sup>1)</sup>免官になることを免れていたかの如くである。しかし、後述するように、朝覲による考察の処罰体制が確立する以前においては、微罪でもクビになつたケースが多いことにより、「これを黜く」の規定は有効であつたともいえよう。なお、実録の右同条に、「在京六部五品以下……各三年一考、九年通考黜陟」とか「内外入流并雜職官、九年任滿、給由赴吏部考効、依例黜陟」という如く、京官・外官とも三年一考の三考<sup>2)</sup>九年で通考黜陟されたが、京官の一考は三十ヶ月、地方官の一考は三十六ヶ月で計算された。但し、同十七年三月以後、京官は三年で考滿黜陟されることになつた。<sup>3)</sup>

次に、考滿の黜陟に対する考察の黜陟のあり方を検討しよう。

## 2 考察の場合

(a) 朝覲

朝覲考察、つまり地方官の朝覲の際に併せて考察も行う方式が現われるのは洪武十一年三月であり、黜陟が現われたのは同十八年正月であつた。それ以前は、朝覲の際に天子が訓戒する方式で教育的効果に重点がおかれていた。大明令、吏令には、

凡各處府州県有司官員、在任三年、不許注代。許令親齎三載任内行過事蹟、赴京朝覲。如無規避、依舊復任。とあつて、洪武元年の令では、知府以上の地方官で三年在任する者は、任内の行過事蹟つまり政績の記録簿を自ら持参して上京し、宮中に参内して天子を訪問することが決められた。この令を遵守する者は、復任が許された。但し、朝覲しない者に対する処罪規定は見えないが、彼らは復任を許されなかつたのであろう。

朝覲考察制度の創設

表Ⅱ <朝覲年表>

朝 覲 年 月	地 方 官 職 名	典 拠
洪武元年正月	「府州県官」	① 明実録洪武元年春正月辛丑
〃 3年正月	「按察司官」	② 明実録洪武三年正月甲午
〃 6年正月	「守令」	③ 明実録洪武六年春正月乙巳
〃 8年正月	「郡県」	④ 国朝典彙卷三九、吏部六、朝覲考察、洪武八年正月朔
〃 11年正月	「布政司官」「知府」	⑤ 明実録洪武十一年正月乙未
〃 15年正月	「天下朝覲官」	⑥ 明実録洪武十五年正月庚戌
〃 18年正月	「布政使司・按察司及府州県」	⑦ 明実録洪武十八年正月癸酉
〃 21年正月	「十二布政使司及直隸府州」	⑧ 明実録洪武二十一年正月戊寅
〃 27年正月	「按察司官」	⑨ 明実録洪武二十七年正月乙巳

洪武年間の朝覲の年月・地方官職名・典拠を記した表Ⅱ  
 ▲朝覲年表▼によれば、全地方官を通じて、朝覲はほぼ二  
 ～三年毎に奉行されているが、布政司・按察司官や府州県  
 官の朝覲は、ほぼ三～四年毎に行われている。洪武元年の  
 三年一朝覲制が実行され難かったことは表に歴然としてい  
 るが、その点は以下の史料からも窺われる。明実録洪武九  
 年十二月己未の条には、

命 中書吏部。……各處有司知府、以實歷俸月日爲始、  
 每年一朝覲。其佐二官及知州知縣、每三年一朝覲。……  
 ……尋詔。知府亦三年一朝。

とあって、府同知・知県の三年一朝が確認されたのち、知  
 府の朝覲が一年より三年に変更になっている。明実録洪武

十八年六月戊申の条にも、

上諭吏部臣曰。天下府州縣官、一歲一朝、道里之費、  
 得無煩勞。自今定爲三年一朝。齊其紀功圖冊・文移彙  
 簿、赴部考覈。吏典二人、從其布政司按察司官、亦然。  
 著爲令。

とあって、府州県官の朝覲は、後述の同十七年七月規定の  
 一年一朝制が三年一朝制に法令化している。また、朝覲年  
 表中には一年一朝の事実は見当らない。ここでは、洪武元  
 年令の行過の事蹟に相当する紀功図冊の他に、文移彙簿の  
 持参が義務化した点が注目される。後述の同二十九年に朝  
 覲の期が辰戌丑未の三年毎に確定した際にも、それ以前は  
 「外官は毎年一朝」などという曖昧な表現がみられる。布

政司・按察司官及び直隸府州官については、洪武十七年に、彼らが毎歳年末に上京し、所属官員を評定した「堪用・平常・不堪用の名數」を持参して報告することが法令化した。<sup>(5)</sup>しかし彼らの朝覲の期も、表Ⅱでは三十四年毎にしか確認することはできない。彼らの一年一朝制は、後述する同二十六年の諸司職掌で始めて三年一朝制となった。要するに、布・按二司官、府州県官の朝覲規定の建前と実際にはズレがあることがわかる。

以下、表Ⅱの典拠も参照しながら、考察の記載のない朝覲の内容を府州県官について検討しよう。典拠①の洪武元年正月辛丑の条で太祖は、府州県官に対して、元末の戦乱による百姓の経済的疲弊の甦生策として、

上諭之曰。天下初定、百姓財力俱困。……要在安養生息之。惟廉者能約己而利人。貪者必賤人而厚己。……爾等當深戒之。

という如く、彼らの再生産を保証することが必要であり、そのためには搾取の限度を超えてはならない旨を訓戒した。典拠③の同六年正月乙巳の条でも、太祖は、知府に対して、税役・裁判における物欲にたけた或は無能な「姦貪」・「闒茸」等の県官を摘発排去せよと命じたのち、

復諭之曰。慈祥愷弟身之德也。刻薄殘酷德之賊也。君子成其德而去其賊。故惠及於人。小人養其賊而悖其德。

#### 朝覲考察制度の創設

故殃流於衆。且人莫不有是德。……朕之任官所用、惟賢。舉廉興孝、惟欲厚俗。崇德勸善、惟欲成風。……爾等宜勉修厥德、廣施惠政、以副朕懷。

という如く、府州県は民に対して、なさけ深い慈祥、なごみやわらぐ愷悌の恵政を施せと訓戒し、彼らに本来これらの徳目を実践しうる倫理的善性のあることを認めて、その教化に努めている。

この点は、典拠⑤の同十一年正月乙未の条にも、

徵天下布政使司官及各府知府來朝。上謂廷臣曰。……得人則治。否則療官曠職、病吾民多矣。朕今令之來朝、使識朝廷治體、以警其玩愒之心。且以詢察言行、考其治績、以觀其能否。苟治效有成、即爲賢才。

とある如く、独裁政治の成否が賢人を得るといふ人格主義に依拠せざるを得ない必然から、太祖は、職責を忘れて搾取に励む恐れのある布政司官及び知府に対して、王朝の人民統治の理念を再認識させ、心のゆるみを警告した。その際、彼らの言行をみて治績も考察するとの方針がうたわれている点は注目されるが、具体的には何ら明らかではない。

この外、太祖は典拠⑥の洪武十五年正月庚戌の条で、「天下朝覲官」に各おの知る所一人を薦挙させているが、その際にも、

朕遵倣古制、舉用賢才、各因其器能而任、使之庶幾求



## 朝覲考察制度の創設

其實效。

という如く、職責を実行する能力のある薦挙による賢才の任用に期待した。しかし、明実録洪武十七年七月丙午の条には、

上諭吏部臣曰。近郡縣推薦多冒濫。……其申諭之。凡賢才必由鄉舉里選、擇其德行著稱、衆論所推者貢之。……違者罪之。

とあつて、衆論に支持される徳行の賢才を薦挙せしめようとする太祖の期待は裏切られていた。

ところで、洪武六年二月より同十五年八月までの科挙停止の期間を含む全期間を通じて、太祖は薦挙を任官の主要な方式として採用してきた。府州県官の朝覲に対して、太祖が訓戒でのみ答えて考察の処分に乗りに出さなかつた理由は、一体何か。明実録洪武四年四月辛卯の条によれば、太祖は洪武三年二月の薦挙の詔、及び同年八月の郷試の実施によつて採用・任官せしめた儒者が、十全に皇帝の委任者（家産官僚としての職責を果していない、と中書省の臣僚を叱責した。しかし、太祖は、任官する際には古今に通じて道理に明るい儒者は、「刑名・錢穀」の文・法に通じて「舞文弄法」する胥吏出身者よりも、よりましであるという。

明実録洪武六年二月乙未の条にみえる科挙停止の詔に拠れば、太祖は、文詞・文芸に長じてはいるが、任官しても

事実に基づいた報告をしない青二才の科挙官僚に見切りをつけて科挙を中止し、有司に「文芸」よりも「德行」（儒教倫理に忠実な、つまり任官しても皇帝の施政方針に忠実な読書人である「賢才」、「學者」を薦挙させる政策に転換した。この点は、明実録洪武六年四月辛丑の条にみえる再度の薦挙の詔においても、「德行・文芸の称ある者」を有司に薦挙させている。

さらに科挙再開直後の明実録洪武十五年九月癸亥の条に、晋府長史致仕桂彦良が太平治要十二条を上奏したその第七条で、

七曰。精選舉。夫官得其人、則庶務自理、萬民樂業。……知州知縣、於民最親、亦須選挾。宜令按察知府、歲舉廉勤淳厚者一二員。凡所舉、不問已任未任。但得人則有賞、謬舉則有罰。

という如く、按察司官や知府等の上司が親民の官である知州・知県を薦挙する規準として操守（清廉で政務に勤勉等の後代の考語の格目を掲げたのに対して、太祖が「彦良の陳ぶる所は、事体に通じて治道に裨するものあり」と承認したことから確認できる。

要するに、太祖は、科挙再開に至る明朝権力の確立過程で採用した薦挙の際に、推薦担当官僚を信賞必罰で拘束し、任官後に予想される操守・政務等の考語に優秀な評価を期

待して、政治倫理に忠実な徳行の士を推薦させた。太祖が朝覲した地方官に訓戒方式だけで臨んだのは、推薦出身の

府州県官の治績が江南近辺出身の科挙官僚のそれよりもま

しであると判断していたからとも考えられる。しかし、推薦官僚といえども、太祖がその貪官化に手を焼いて、個別的に弾圧する嚴罰主義で臨んだ点は後述するとおりである。とすれば、地方官が推薦のみで登用されたこの時代にも、朝覲の際に貪官・無能者の排斥を狙った考察の黜陟方式が採用されても、別に矛盾はなかつたはずである。だが、

あえて太祖が考察の断行に踏み切れなかつた基本的要因としては、後述する如く洪武九年段階までは小農民の再生産の確立過程にあり、且つ政治的にも不安定要因をかかえており、伝統的な考課である考滿制の確立をもみていなかった点があげられよう。従つて、太祖は、この過程では、よ

めの恒常的な貪官処罰方式の体制化を図るに至つた、と考

#### (b) 朝覲考察

既述のように、洪武元年の朝覲令において、太祖は、府州県官が行過つまり執行済みの事蹟に政績を記した文簿を持参することを命じていた。この事蹟文簿は、明実録洪武十七年五月戊辰の条では、

詔。天下諸司官吏來朝明年正旦者、各書其事功于册、仍繪土地人民圖、來上。且計道里遠近、俱期以十二月二十五日至京。其服色、各以品級爲差。惟雲南遠在邊鄙、特免其來。

という如く、事功の册として現われる。翌洪武十八年正月の朝覲考察に備えて、今回新たに朝覲官は土地人民図を持参せよとあるが、これは、既述の同十八年六月の上諭にみえる紀功図冊の図に相当するものである。この上諭には、

文移葉簿、公文書原簿、もみえた。

洪武十七、八年の朝覲規定は、同二十六年に刊行された諸司職掌の吏部、考功部、朝覲條に次のように再整備された。

凡在外官員、三年偏行朝覲。其各布政司、按察司、塩運司、府州縣及土官衙門、流官等衙門官員。帶首領官吏各一員、理問所官一員、照依到任須知、依式對款、

## 朝覲考察制度の創設

撰造文冊。及將原領勅諭、諸司職掌内事蹟文簿、具本親齎奏繳、以憑考覈。……俱限當年十二月二十五日到京。其來朝官員服色、各照品級花樣、及欽依今定樣製。務要新鮮潔淨。俱各自備脚力、不許馳驛、及指此爲由、科擾於民。

この中、府州県官の三年一朝覲制が法令化したのは同十八年六月であり、布・按二司官は同十七年以来一歳一朝であつたが今回三年一朝となつた。上京期限の十二月二十五日と服色とが決定したのは同十七年五月であり、脚力<sup>1</sup>旅費規定は今回制定された。右の〈朝覲〉条には文移藁簿はみえず、朝覲の際に持参するのは、原領勅諭と諸司職掌内の事蹟文簿だけである。諸司職掌内の事蹟文簿とは、同じく〈朝覲〉条に、

諸司職掌。凡諸司置立文簿、將行過事蹟、逐件從實開寫。承行發落緣由、務要簡當。每季輪差典史一名、依期齎赴本管上司查考。布政司考府。府考州。州考県。務從實効。……行移布政司并直隸府州縣、照依勅諭事理、各置紅油木牌、刊寫青字、於本衙門廳上、常川懸掛、永爲遵守。每歲進課之時、將考過事蹟、各齎赴京奏繳、以憑通考。若遇三年朝覲、來朝官吏、先將舊年春夏秋三季來考。……

とある部分を指す。これによれば、三年一朝覲の期を除く

通常の事蹟文簿は、春夏秋冬に各級地方官の胥吏一名が輪番で所管の上司に提出したことがわかる。右の条は、実は正徳明会典卷十五、吏部十三、考功清吏司、諸司職掌、〈事蹟例<sup>2</sup>〉に、

洪武二十三年勅。……所有責任條例。列於後。……一此令一出。諸司置立文簿。將行過事蹟、逐一開寫。每季輪差典史一名、齎赴本管上司查考。布政司考府。府考州。州考県。務從實効。毋得誑惑繁文、因而生事科擾。每年進課之時、布政司將本司事蹟并府州縣各齎考過事蹟文簿、赴京通考。敢有坐視不理、有違責任者、罪以重刑。

とある部分を再整備したものである。但し、洪武二十六年の諸司職掌〈朝覲〉条では、三年一朝覲の布・按二司官のみならず府州県も「事蹟文簿」を持参せよとあるのに対して、まだ右の同二十三年の「責任条例」では、既述の同十七年に規定された毎歳年末に朝覲する布政司官による事蹟文簿持参の規定が違反者に対する重罰規定を伴つてみえるだけである。

事蹟文簿は、事蹟功業文冊・紀功文簿とも呼ばれたので、〈朝覲〉条にいう到任須知に照らして作成した文冊に相当すると考えられる。後述する責任条例や諸司職掌の中で、到任須知は地方官の政治綱領として重視されているが、責

任条例と俱にその作成年代は、実録には見当らない。到任須知は、朱健の古今治平略卷十七、国朝考課に、

(洪武)十三年、頒臣戒録。已作到任須知。

とみえるので、明実録洪武十三年六月甲申条に、胡惟庸事件を戒めて頒布されたという臣戒録よりも以前に作成されたと考えられる。

△朝覲△条に事蹟文簿と俱に持参することが規定された原領勅諭とは、万曆明会典卷九、吏部八、驗封清吏司、関給須知に「高皇帝御製到任須知、冠以勅諭」とあるので、文簿作成の綱領である到任須知が作成された際に、その巻頭に付せられた勅諭のことを指すと考えられる。正徳明会典卷十、吏部九、驗封清吏司、到任須知一、「勅諭授職到任須知」に、

志人未官、不可不知受任應行之事。但肯於閭中、先知到任須知、明白、爲官之道、更有何加。若提此綱領、學是大意、以推之、諸事無有不知辦與不辦。……此書所載、學生及野人輩、皆可預先講讀、以待任用。且五經四書、修身爲治之道、有志之士、固已講習。此書雖爲俗、實爲官之要機、熟讀最良。故茲勅諭。

という如く、勅諭は、五經四書が統治の理念の書であるのに対し、到任須知は地方官の実務心得を記した政治綱領であるゆえ、赴任前の現任官のみならず、官僚予備軍の学生・

#### 朝覲考察制度の創設

野人輩にも熟読させることを狙ったものである。

以上によれば、洪武元年に現われた事蹟文簿は、その後姿を消したのち、同十七年以降に朝覲に考察が併用されるに伴って再び現われ、到任須知に依拠して作成されたことがわかる。つまり、文簿の見当らないその間のブランクは、太祖が地方官への訓戒方式をテコに小農民の再生産の確立を図った朝覲の性格を反映している。政治情況よりみた場合、このブランクの期間、初期明朝政権は、集権官僚制による君主独裁の中華帝国への脱皮に努力していた。そのため、要路の高官と結託して政治・経済的利権を独占し、統一王朝への妨害要因となる恐れのある江南近辺出身の科挙官僚の登用を抑制することが企図され、彼らは弾圧されていた。洪武三年八月の郷試の実施以来、僅か二年半で中止された科挙は、同十三年正月の胡惟庸事件の捏造による皇帝への六部の直屬、同十四年正月の里甲制の発足という明朝支配の確立によって、同十五年八月に再開された。考察の制も里甲制発足後の同十四年十月に確立した点は、既に述べた。そして、科挙も再開され、薦挙も併存する中で、次の日程に上ったのが朝覲による考察の実現であったと考えられる。

(a) 朝覲、の項でみた如く、確かに洪武十一年正月、太祖は朝覲した布政司官及び知府に対して「其の治績を考」

## 朝覲考察制度の創設

課すると言明した。しかし、万曆明会典卷十三、吏部十二、朝覲考察には、実録の同年三月の「考績の法」<sup>(1)</sup>が、

凡朝覲官旌別。洪武十一年令。察其言行功能、第爲三等。稱職而無過者爲上、賜坐而宴。有過而稱職者爲中、宴而不坐。有過而不稱職者爲下、不預宴、序立於門、宴者出、然後退。

という如く収録された。朝覲官は、政績を三等に分けられ、坐宴を賜与されるか否かの礼法上の制裁を受けるに止まり、降級以下の処分を免がれていた。つまり、この時点の朝覲考察では、まだ貪汚・闖茸等の処罰者は見当らず、考満Ⅱ考績部分の処分者に止まっていた。

既述の同十七年五月には、明年正月の朝覲の規定が上京期限と服色について確定し、朝覲する諸司が紀功図冊を持参することに決定した。明実録洪武十七年七月丙午の条では、それまで三歳一朝であった諸司の朝覲が一歳一朝制へと変更された。

上諭吏部臣曰。近……諸司考課殿最亦多失實。其申諭之。……考覈官員稱職與否、務從至公、歲終來朝具實以聞。違者罪之。

右の条文は、既述の布按兩司官及び直隸府州官の一歳一朝制を規定した洪武十七年令である可能性もある。とすれば、諸司とは布按兩司官と直隸府州官を指すことになる。

しかし、諸司には地方官全体をさす用法もあり、且つ洪武九年十二月、同十八年六月、同二十九年には府州県官の一歳一朝の記載もあることより、今は諸司を地方官全体と解釈しておこう。即ち、官員の称職と否とを考覈すべき布按兩司官及び府州県長官の下僚に対する考課は、大抵は真実を失っていた。ここに太祖は、諸司が下僚の政績を年末に上京して報告するように命じ、違反者の処罰を言明した。

ここには、朝覲の際に併せて考課を重視しようとする太祖の積極的姿勢が窺われる。しかし、その具体的内容は不明である。なお、右の一年一朝の制が同十八年正月実施の朝覲考察後の六月に三年一朝覲制に変更されて法令化した点は既に述べた。

次いで、明実録洪武十七年十月壬辰の条では、朝覲考察の黜陟規定が具体化した。

吏部尚書余煥言。善政美俗者、佐貳官宜陞之正官、留俟除官代之而後陞。上曰。善者即陞一等。否者待朝覲之日黜之。或能遷善改過亦不黜也。陞者、黜者、皆令本貫知之、以示勸戒。

右によれば、太祖は、府州県の佐貳官で善政の者は即坐に一等を昇し、善政にあらざると評定された者は朝覲の日に（降級し免官に亘る）処罰を受けるが、陞者・黜者は俱に本籍地の人々に知らせて名譽に浴させるか恥辱をさらさせ

表Ⅲ <洪武18年正月の朝覲考察>

黜陟の区分		員数 (4117員)	百分率 (%)	
考語	留任者			
陟者	称職	435	10.6	
黜者	平常	2897	70.4	
	不称職	471	11.4	
黜者	貪汚	171	4.2	7.7
	闒茸	143	3.5	
	罷免者			

る、という。明実録洪武十八年正月癸酉の条は、明一代のモデルの出発点となった朝覲考察の挙行を伝える。

吏部言。天下布政使司、按察司、及府州縣朝覲官凡四千一百一十七人。考其政績。稱職四百三十五人。平常二千八百九十七人。不稱職四百七十一人。貪汚百七十一人。闒茸百四十三人。詔。稱職者復其職。不稱職者降。貪汚者付法司罪之。闒茸者免爲民。

右の条文を表示した表Ⅲ(洪武18年正月の朝覲考察)によれば、朝覲官四千百十七員の中、職にかなう者が約一〇・六%、平常の者が約七〇・四%、職にかなわない者が一一・

四%で、三者の合計九二・四%は、留任者である。この中の不稱職者は、降級・左遷の処分を受けたと想定されるが、免官とはならなかった者である。これに対して、汚職に染まった貪汚者四・二%と賤しい無能力者の闒茸三・五%との合計七・七%は、免官さらには身分も剝奪された者である。洪武四年十二月現在の府州県の官員数は四四九三員であった。この数を仮に同十八年の官員数に比定した場合、実に府州県官の九割強が朝覲したことになる。また、表Ⅲの称職・平常・不称職の三等の黜陟区分は、九年考滿の評定区分に相当する。とすれば、朝覲考察の特色は、貪汚・闒茸の考語で評定された者三百十四員が処罰された点にあったといえる。さらに、地方官への今回の肅清に対して、或いはそれらと結託した中央の六部官僚への弾圧が、同年六月に発生した後述の郭桓の案ではなかったかとも考えられるが、今は実証できない。

では、右の七・七%の貪汚・闒茸者の存在する官僚政治を太祖は如何に評価していたのであろうか。例えば、考察後の明実録洪武十八年七月丙子の条には、

時州縣父老有詣上言縣官善政。……上曰。郡縣之治、自守令始。朕向在民間、嘗見縣官、由儒者多迂而廢事。由吏者多奸而弄法。蠹政厲民、靡所不至。遂致君德不宣、政事日壞。加以凶荒。弱者不能聊生、強者去而爲盜。

此守令不德其人故也。今縣官能爲吾撫循百姓、達吾愛養斯民之意、得其歡心。豈不深可嘉尚。且爲政以得民心爲本。能得民心、則其去也、民豈得不愛而留之。

とあつて、儒者や胥吏出身の元末の知府・知州・知県の苛政を目撃し、過去にその被害者でもあつた太祖は、洪武十八年七月現在の県官に知州・知県は百姓を救済する能力を發揮している、と評価している。太祖の評価の根拠は、善政の県官を留任させてほしいとの州県父老の要請にある。

太祖はこれに對し、知州・知県の留任要請があることは、彼らが民衆の支持をえて愛されている証拠であるとみなした。しかし、右の事實は、太祖が県官を全面的に信頼していた証左とはみなしえない。その理由は、現実には依然として考察の罷免の対象となる一割弱の貪官がおり、太祖がこの部分を徹底的に駆逐しようとして朝覲考察体制の整備、即ち後述の洪武二十三年の責任条例や同二十六年の諸司職掌、同二十九年の辰戌丑未朝覲制の制定へと努力して来たからである。その点は後述するように、朝覲考察の創設過程において、嚴罰主義を掲げる太祖が、僅かな過失の能吏といえども大量にクビにしたのち、行き過ぎを反省してそれらの官僚を復職させた事例からも窺われる。

夷録には見えないが、正徳明会典卷十五、吏部十三、考功清吏司、朝覲の条には、

洪武二十九年、始定三年一朝之制。以辰戌丑未爲期。朝正後、本部會同都察院考察、奏請定奪。其存留者、俱引至御前、刑部及科道官、各露章糾劾怠職之罪。一時譴責、宥免皆出上命。及宥免還任。各賜勅一道、以申戒飭云。

とあつて、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌丑未の年に確定したが、これは明一代に貫徹した。朝覲官の天子への謁見後に、吏部・都察院合同の考察を受けた既述の留任者に存留者は、再び天子の面前で刑部及び科道官によつて職務上の失点を弾劾され、全員が留任の命を受けて戒飭の勅諭一道を賜わつた。右の正徳会典の最後の部分につづいて、万曆明会典卷十三、吏部十二、朝覲考察には、  
若廉能卓異、貪酷異常、則又有旌別之典。以示勸懲。  
とあつて、政績評価の両極端に位置する卓異・貪酷の官員は特別に処分されることが決定した、という。

ところで、朝覲考察の整備過程である洪武十八年以後同二十九年の間には府州県官の朝覲が見当らず、布按両司官の朝覲のみが見えるのは何故であろうか。この間は、後述のように明朝政權の確立後に相当するが、郭桓の案に始まる三案によつて、皇帝權の最終的強化を目ざした大弾圧が個別的に起された粛清朝でもある。府州県官の中の貪官は、これらの事件に連坐して弾圧された一方、同二十三年の責

任条例より同二十六年の諸司職掌の成立過程で、彼らの朝覲に代る役割を果していた布政司官の毎歳の年末朝覲によつて個別的に処分された結果、朝覲の実施は必要性がうすれていたためではなからうか。

以上、考満・朝覲制度は、俱に洪武元年に法令化したのが、考満が確立するのは、六部の皇帝への直屬と里甲制の発足という王朝権力確立後の同十四年十月であった。それまでの黜陟は、同元年以来、政績を記した事蹟文簿に基づいて行われたことは確かであるが、具体的には明らかでないのに対し、整備された同十四年の黜陟規定は、昇進である陟よりもむしろ処分の黜に重点がおかれたにも拘らず、黜とは殆どが降級・左遷であつて、罷免については唯一の規定があるだけであつた。三、四年毎に確認できる朝覲も、事蹟文簿の特徴とする点では考満に共通するが、王朝権力確立期の前後に変化がみられた。任官方式が政治倫理に忠実な有徳の儒者より採用する薦擧にのみ依存していた洪武十五年以前の朝覲は、天子の面前で訓戒を受ける方式であつた。薦擧と併存して、文芸に長けた読書人を採用する科擧再開以後の同十八年正月の朝覲では、考察が導入されて、考満の黜陟に相当する処分と同時に、貪汚・闡茸などの考語にみられる罷免だけの処分も加わつた。これは、明一代の朝覲考察のモデルケースの出発点となつたが、同

## 朝覲考察制度の創設

二十三年の責任条例、同二十六年の諸司職掌によつて整備され、同二十九年には三年毎の朝覲が辰戌未丑の年に決定して、朝覲考察制度は確立した。

次章では、朝覲の訓戒より考察への変化の過程との関連が想定される小農の再生産の確立・維持政策を、考課の評定基準並びに、考察では貪汚・闡茸と評定される官僚の処罰に帰結する貪官対策の中に検証したい。

## 二 創設要因の検討

### 1 考課の評定基準

大明令、吏令には、

凡各處府州縣官員、任内以戸口、増田、野闢爲尚。所行事蹟、從監察御史・按察司考覈。明白開坐實跡、申聞以憑黜陟。

とあつて、洪武元年の段階で監察御史・按察司官が府州縣官を考課する評定基準は、戸口の増加と耕地の拡大であつた。この中、戸帖を給して戸籍調査が行われたことは、明実録洪武三年十一月辛亥の条にみえる。既述のように、府州縣官が着任した際に、戸口・田糧の総数を上司に報告する義務は洪武元年令に規定された。明実録洪武五年十二月甲戌の条には、



詔曰。農桑衣食之本。學校理道之原。朕嘗設置有司、頒降條章、敦篤教化、務欲使民豐衣足食、理道鳴焉。

何有司不遵朕命、秩滿赴京者、往往不書農桑之務、學私之教、甚違朕意。特勅中書、令有司、今後考課、必書農桑學校之績。違者降罰。

とあつて、衣食足つて礼節を知らしむるといふ太祖の施政方針に対して、考満で入覲する府州県官が事蹟文簿に農業・養蚕と地方官学の生員教育の実績を記入することを怠つていたことは、その意図に非常に逆つた。以後、太祖は、考課をうける政績簿に農桑・学校の業績を記入することを義務づけ、違反者は品級を降すことにした。なお、太祖が教化の基盤とみなした府州県学の設置は、明実録洪武二年十月辛卯の条にみえる。

中華書局本の明史卷二八一、列伝一六九、循吏、方克勤伝には、洪武四年四月、山東濟寧府知府となり、同八年正月の朝覲考察では政績優秀者として宴を儀曹に賜つた方克勤の善政が、

始詔、墾荒闢三歲乃稅。吏徵率不俟期。民謂詔旨不信、輒棄去。田復荒。克勤与民約稅如期。區田爲九等、以差等徵發。吏不得爲奸。野以日闢。又立社學數百區、葺孔子廟堂。教化興起。……視事三年、戶口增數倍。

一郡饒足。克勤爲治、以德化爲本、不喜近名。

と記され、胥吏の不法徵收を断つて民意の吸収につとめて戸口・耕地を拡大し、数百区に社学を起すなど教化の興隆に尽したことが、善政の内容をなしている。

明実録洪武九年六月乙未の条には、

莒州日照縣知縣馬亮考満入覲。州上其考曰。無課農興學之績、而長於督運。吏部以聞。上曰。農桑衣食之本。學校風化之原。此守令先務。不知務此而曰長於督運、是棄本而務末。豈其職哉。苟任督責以爲能、非豈弟之政也。爲令而無豈弟之心、民受其患者多矣。宜黜降之、使有所懲。

とあつて、太祖は、考満で入覲し朝覲した山東青州府莒州日照縣知縣馬亮の政績を聞いて、吏部に降級の処分をせよと命じた。その理由として、太祖は、馬知縣が税糧の督促・運送に手腕があり、五年十二月に規定した農桑・学校の政績にみるべきものがない点をあげ、衣食の本務である農業・養蚕の振興と教化の原点である学校の充実を忘れて督運という末務に長ずれば、民の心はなごみやわらぐどころか逆に阻害される、とした。明実録洪武九年六月庚戌の条にも、考満入覲した山西汾州平遙県主簿成案の政績を太祖が「不可」として吏部に訊問させたことがみえる。太祖が成主簿の政績を不可とした理由は、汾州知州が成主簿の政績を「能く商税を恢辦す」と評価して吏部に上呈したのに

対して、「商税にはみずから定額あり。何ぞ恢辦を俟たん。もし額外の恢辦あれば民に剝削なきを得んや」という点にあった。太祖は、商税を恢辦、つまり十分に徴収するということとは、定額外の不法徴収に走りやすいので、限度を超えた搾取を警告したのである。

民の心がなごみ安らぐ「民安」の政治、つまり限度を超えた搾取のない「愛民」政治のモデルは、明実録洪武十三年六月甲申条にもみえる。先ず、北平府薊州玉田県出身で推薦されて湖広漢陽知府となった恭讓については、

爲人豈弟。処事慎密。其爲治、簡而明、嚴而不苛。答人、雖至百而民不怨。漢陽爲府、密邇布政使司。凡徭役科徵之事、視武昌倍于他郡。故政繁而民困。前守多奉承取容、無敢言者。恭讓每遇重役、必詣上官申理、事多減省。民賴以安。

とあって、前任の漢陽知府が布政使の命令に迎合し、省都武昌府と同程度に徭役を科徴して民を窮乏に陥し入れたのに対して、新任の恭知府は、重役に遇えば上官に道理を説いて軽減に努力したので、民は安んじた、という。中都臨濠府徐州出身の漢陽知府趙庭蘭の「愛民」政治についても、同条に

朝廷嘗遣使、下縣取陳氏散卒。他縣率多以民丁應數、規免己責。庭蘭獨爲民辨明。以故民得不擾。

### 朝覲考察制度の創設

とあって、漢陽県が、嘗ては陳友諒の麾下で現在は逃亡して散りぢりになった兵卒を徴取せよと額数を割付けられた際に、他県が民丁を供出して責任逃れをしたのに対し、趙知県のみは、特命の派遣官に弁明して、無條件な額数の強制徴取から民を保護した、という。

官僚養成機関であった国子監の生員教育についても、明実録洪武十五年九月の癸亥の条で致仕桂彦良が、太平治要十二条を上呈したその「九日敦教化」の中で、

然國學首善之地。既選名儒、以五經分教諸生、必先德行而後文藝。抑浮華而尚淳篤。未可驟用以啓其奔競之心。

という如く、諸生の教育に当っては文芸よりも、德行つまり儒教倫理を必ず励行させ、任用を急ぎすぎて彼らの心が出世のための運動に奔走する事態となつてはならないと忠告したのに対して、太祖は全面的に同意した。

太祖は、洪武五月十二月、小農民の再生産の確立を企図して、官僚の考課の提出文書に農桑・教化の治績を明記することを義務づけたが、政績評価の対象となる統治項目は次第に肉付けされていった。既述の洪武元年令においては、事蹟文簿に「戸口増、田野闢」如何の明記が義務化されたが、

明実録洪武六年九月丁未の条には、  
更定有司申報庶務法。國初、凡有司庶務、若戸口錢糧、

朝覲考察制度の創設

學校獄訟之類、或毎季、或毎月、具其増損見在之數、書于冊、縣達于州、州達于府、府達于行省、類咨中書。……吏牘煩碎而公私多糜費。……至是、命中書省御史台詳議。務從簡便。乃革月爲季報、以季報之數、類爲歳報。……令出、天下使之。

とあつて、国初より州県の戸口・錢糧・学校・獄訟等の行政項目についての治績の報告は、県・州↓府↓行省↓中書省という官僚機構を通じて毎月行われていたが、今後は春夏秋冬毎の季報に改められ、季報の数が累計されて歳報となつた、という。この当時、治績の考課で重視されたのは戸口・学校等の項目であつた。今回の行政項目には、更に末務とされた徴税、さらには裁判等の項目も加わつてゐるが、これらの項目も、やがて考課の対象になつていつた

と考えられる。その理由としては、少なくともこの洪武六年九月以降より、既述の同十三年以前の段階において、治績評價の対象項目として『到任須知』が頒布されたと考えられるからである。

正徳明会典卷十、吏部九、驗封清吏司、到任須知一には、既述の冒頭の勅諭に「爲官之道」「爲官之要機」として統治の綱領に位置づけられた「授職到任須知」がみえる。その中には、任地に到着した新任官は諸物・諸事の件数について前任官と首領官及び六房の胥吏（下）と吏典に問い質して確認を行い記録せよ、とみえる。これの先に位置する「授職到任須知目録」の番号に従つて授職到任須知の内容を解説表示したのが表IV〈到任須知の項目内容〉である。

表IV〈到任須知の項目内容〉

順位	須知項目	授職到任須知の概説
①	祀神	神を祭るのは国家の重大行事であり、結局それは民の幸福を祈願するために行う。社稷・山川・風雲雷雨・城隍の諸祠や民に功德のある村の神・府県の厲壇（疫病神）は、その件数・所在地・祭器等の附属物件の見在数を確認し、損壊を修理し、春秋の二期に誠意をもつて祭祀を行へ。
②	恤孤	みずから養濟院を視察して收容される孤老の見在数を確認し、月支の糧米・歳支の布疋はいちいち報告し、朝廷の救済の恩恵を示せ。

③	獄 囚	人の生死にかかわる罪囚の収監は、祀神に次ぐ重要事である。罪刑確定の囚人と審理中の未決囚の数を確認し、未決囚の審理は事実関係の究明に努力し、前任官の確定した既決囚といえども疑わしい者は再審を行い、裁判の公正につとめよ。
④	田 糧	版籍・田糧の把握は、祀神・理獄に次ぐ政治の要務である。軍・民・匠・竈・僧・道・医・儒等の戸口冊、官・民両田地の数量、毎歳の民田の夏税・秋糧と官田租糧の数量を項目別に報告して、国家・帝室両財政に備えよ。
⑤	榜 制 文 書	政治の禁令を心得るべき官人は、その時どきに出された天子の命令である聖旨、律・令等の制書、天子の意思に沿って出された告示である榜文、官民に曉諭した事件等について、逐一突き止めて調べ、立法の主旨を説明・解釈する一方、それら法令の中、既に施行されたものや未だ施行されないものは勿論、欠損のあるもの、存在しないもの等については、搜索抄写して官署に収納し、末永く遵守せよ。
⑥	吏 典	行政の実務の処理は、胥吏の能力如何にかかっている故、初めに胥吏の総数を把握して、某房には司吏幾名、典吏幾名の如く六房に振り分けて報告せよ。各房には常時事務を主管させるが、胥吏の実務能力のあるなし、精勤か怠惰かを考課して信賞必罰で監督せよ。
⑦	吏 典 不 許 那 移	胥吏の計画的な嘱託を許して、例えば税糧を専管する戸房の胥吏を刑房を専管する胥吏に移し替えることを禁ずる。違反した胥吏は斬刑に処し、官員は別途に処分する。
⑧	承 行 事 務	六房の胥吏に対しては、上司より示達された公文、及び指示どおりに施行した案件について、完結したものの、施行中で未完結のもの、まだ施行しないものに分類して別々に報告させよ。施行中で未完結の案件は、その急緩・重軽の程度に分けて催促し完結させる一方、未施行の案件は即坐に施行せしめよ。
⑨	印 信 衙 門	城内の正官衙門を除いた所屬衙門、例えば一府内の州県学校・巡検司・水馬駅・河泊所・通運所・倉・場・庫・務等衙門の官印は、一県所屬の衙門ごとに府に報告せよ。
⑩	倉 庫	正官直轄の倉・庫については、例えば、某倉の官糧・民糧若干は、何年に収納し、何年分が備蓄されており、支出済みが若干で、在庫量が若干であるとか、某庫収貯の金銀銭貨什物の数量は若干と逐一報告し、監査・支出に便ならしめ、不正を防止せよ。

朝観考察制度の創設

⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
所属倉場 庫務	係官頭匹	會計糧儲	各色課程	魚湖	金銀場	窯冶	塩場	公廨
<p>正官直轄以外の所属の倉・場・庫・務については某倉の某年収納の官民糧米は若干、某場収貯の金銀銭貨什物の数は若干、某税課司の歳収銭鈔は若干などと逐一報告せよ。それによつて、管内の課税対象の特産物と鋭糧物貨の数を確認せよ。</p>	<p>当衙門所有の頭匹及び所属の馱が所有する馬・驢・犂畜等の頭匹の数目は、逐一現在の数を報告せよ。生長繁殖した頭匹数目も、即刻数を報告して監査に便ならしめよ。</p>	<p>収入をはかり数えて支出を定めるといふ量入為出(の建前)は、国家の財政運営の重要事項である。官田の租糧・民間の税糧の漕糧、折収した布疋銭鈔貨物等の数量、及び毎年の官吏の俸給、兵士の月糧等の支出数量は、各々別々に報告せよ。それによつて、毎年の収支の数量を知り、財政運営に役立てよ。</p>	<p>管内の特産物と酒・醋・茶・礬等の専売品目については、各々別々に報告せよ。それによつて毎年の収入数目を知り、監査・支出に役立てよ。</p>	<p>管内にもし魚湖があれば、先ず総計何箇所あり、毎年の課税額は若干とし、次いで内訳は、某湖は某処に位置して歳課は若干と逐一報告して監査に役立てよ。</p>	<p>管内の金銀場については、區別して総計を把握せよ。次いで、某処にある金場の歳額数目は若干、某処にある銀場の歳額数目は若干と分類して報告せよ。但し、実際の生産量を調査して侵欺・隠匿の不正を防止せよ。</p>	<p>管内にもし窯・冶があれば、各々別々に報告せよ。例えば、某窯は銅・鉄・錫を産出し、歳額は若干であり、某陶磁器製造所は甎・瓦・椀・椀・椀等の種類を産出する、と逐一報告せよ。</p>	<p>国家収入は、大抵「鑄山・煮海」の利に着目して「民租」を省くべきである。管内が海に面して製塩場があれば、某場の竈戸若干、工本銭若干、歳額の塩課は若干とあらゆる塩場毎に報告して監査に便ならしめよ。</p>	<p>執務する官庁、及び官舎、公用の器皿等は、全て民より調達させたものである。官庁の左右両廂・門屋・後堂等の間口間数、及び各内部で用いる公用の日用器具の什物・椅子・机・敷物・蒲団等は逐一報告せよ。欠損の箇所は即刻修理し、いつも清浄にして代々引き継がせよ。それらを傷つけた者は必ず取り調べて処分せよ。これは、官有物を愛護して民力を疲弊させないためである。</p>

⑳	係官房屋	城内及び鄉村にある官有の家屋は、定期的に修理を加えて、官房幾間、正房幾間、廂房幾間の如くその都度報告せよ。民間に賃貸させた方が有利な場合は、借家料金を決めて契約書を取り交わし、定期的に修理せよ。
㉑	書生員数	生員を教育するのは、任用に堪える人材を育成するためである。例えば、当府学の生員は幾名で、一經を修得した人材は幾名で、若年でまだ有用な人物となっていない者は幾名という如く報告せよ。生員には定期試験を施し、勤勉な者は激励し、怠惰な者は懲戒せよ。欠員があれば、すぐ補え。長年月在学しながら不勉強な者は即刻退学させて胥吏に充てよ。上奏を行ったり、他人の隠し事をあばいたり、公務を勝手に処理したりする者は、既に頒行した告示に則って処罰せよ。所屬州県も右の如く報告し、試験を実施して実績を上げ、「善俗良才」の意図にかなうように努力せよ。
㉒	耆宿	耆宿を設けたのは、高年令にして徳行があり、土地の風俗慣習に通暁しているためである。民が政治的にどう苦しんでいるかとか、政治上の問題解決方法について訪問して聞きただせ。しかし、耆宿の中には、高年であつても、徳行に欠け、耆宿の名目を金で買い求めて、官員と結託する者や、自己の徭役を免れたり、他人のために便宜を圖つてやり、政治を乱して民害をなす者がいる。従つて、着任早々に必ずその人物の良し悪しを確認して姓名を明記すれば、自然と右の弊害をなす者はいなくなるはずである。
㉓	孝子・順孫 義夫・節夫	社会の良俗を維持するうえで、孝行が立派で節操が顕著なために旌表された孝子・順孫・義夫・節夫については、その数目を報告せよ。まだ旌表を受けていない善良の人物があれば、必ず親しく訪問して確認したのち旌表を申請せよ。
㉔	官戸	管内の読書人で京官か府州県官として現に任官している者は何戸あり、どんな実職についているか、及び退職して帰郷している者は幾戸かを逐一報告せよ。
㉕	境内儒者	管内の儒者で、經典に通暁した者、文章の上手な者、民衆を統禦しうる者、事の処理が巧みな者などは、全ての能力があるか否かを調査して姓名を記録し、或る者は政治の顧問とし、或る者は国子学に送つて官僚への道を修得させよ。

②⑥	起滅詞訟	管内の奸悪な民で、公務や私事をとりもち、秘密の頼み事と同時に賄賂をも取り継ぎ、人をそそのかしては裁判の勝敗に関与し、善良な民を騙す者は、もろさず記録して報告せよ。着任早々、胥吏に民の善悪をたずねても白を黒と言いくるめる恐れがあるので、着任後一定の時間が経過してから詳細に事実関係を究明して、その姓名を記録し、その者が再度犯行に及ぶかどうかの様子を監視せよ。また、やたらと胥吏に実地調査を行わせると民害をなす恐れがあるので注意せよ。
②⑦	好問不務 生理	民は士農工商の各身分に甘んじて生業に励めば、悪事に走ることはない。そこでぶらぶらして遊んで仕事をしない者、邪教を広めて人を扇動し、神靈作用によつて神降しを行つたり、香木を焚いて集会を開き夜聚曉散する者、親不幸で兄弟仲も悪く、飲酒・賭博にうつつをぬかし、礼教にそむく者等は、姓名を探訪して危険人物登録簿に記載して懲戒の意思を示せ。改悛しない者は、法によつて処罰する。ただ、胥吏にやたらと実地調査をやらせると職務を利用して民害をなす恐れがあるので注意せよ。
②⑧	祗禁弓兵	当衙門及び所属衙門の祗従・禁子・弓兵人等については、額設の定数と就役の日月とに分けて数目を報告せよ。但し、濫りに設置してはならない。
②⑨	犯法官吏	管内出身の官僚の中、任官中に一家もろとも他所に遷徙され、本人が強制労働に服した者は幾人か、免職となり郷里に謹慎中の者は幾人か、死罪となった者で家族の生存している者は幾人かを逐一報告せよ。
③⑩	犯法民戸	管内の民人で法を犯して処刑された者については、逐一実地調査を行い、処刑された戸数と犯罪名とを報告せよ。
③⑪	警迹人	管内で、過去にいれずみの刑に処せられ、現在は官の手先である警迹に充てられた人は若干人と逐一報告せよ。

表Ⅳ〈到任須知の項目内容〉の順位別三十一項目にわたる着任官の心得ともいふべき確認事項は、一目して徴税・裁判・教化・治安等の現実的な統治項目を中心に構成されている。例えば、徴税については④⑩⑪⑬⑭⑮⑯⑰⑱等の

項目が、裁判については③⑲等の項目が、教化については①②③⑤等の項目が、治安については⑦⑧⑨⑩⑰⑱⑲⑳等の項目が、それぞれ中心をなしている。既述の洪武九年六月の段階までは、太祖が「課農興学の績」を官僚考課の評定基準

にしていたことが確認できた。興学の績は、将来国家の官僚として儒教倫理を修得・実践する人材の育成を図る内容をもつ表Ⅳ②の「書生員数」に相当する。課農の績は、表Ⅳ④の「田糧」に相当する。田糧の内容は、戸口・田地・税糧よりなっており、課農・農桑に相当する。戸口・田地は、税糧の基盤をなしている。要するに、表Ⅳからも、農民の再生産の確立と教化の育成を企図した太祖の官僚評価の基準である「戸口増・田野闢」⇨農桑とか、学校⇨教化等は確認できる。しかし、既述の洪武九年より同十五年の間においては、善政・徳政の能吏の治績が、従来の戸口・田地の評価よりも、税・役徴収の過程で限度を超えた搾取を排除したという点で評価され始めた。且つ、学校教育においても徳性の涵養が強調され始めた。そこには、従来の如く徴税による評価を毛嫌いした太祖の姿勢からの変化が窺われる。このような治績評価の在り方が、官僚の着任心得を網羅した表Ⅳにおいても、徴税項目を中心に反映されている。もつとも、この背景には、胡惟庸事件後の君主独裁権力の確立、さらには里甲制の成立という政治・経済的安定要因があげられる。つまり、太祖の地方官に対する治績評価の在り方は、小農民の再生産の確立に伴う生産力の進展と収奪機会の増大という現実に対応して、徴税過程をチエックする方向に力点がおかれ始めたと考えられる。こ

れ以後、太祖は、限度を越えた徴税過程の不法搾取とそれを資本に授受される賄賂を駆使する貪官を一掃するための制度的保証策の整備に乗り出したのである。

## 2 貪官対策⇨小農民の再生産保証策

明朝政権の確立する洪武十三（四年頃以降に、太祖が徹底的な貪官退治に乗り出したことは後述する通りであるが、明太祖宝訓卷六、論群臣、洪武二年二月甲午の条で、太祖は官・吏に対する嚴罰主義の方針を打ち出した。

太祖諭群臣曰。……朕今命官必因其才。官之所治、必盡其事。所以然者、天祿不可虚費也。又嘗思。昔在民間時、見州縣官吏、多不恤民。往往貪財・好色・飲酒・廢事。凡民疾苦視之漠然。心實怒之。故令嚴法禁。但遇官吏貪汚蠹害吾民者罪之不恕。卿等當體朕言。若守己廉而奉法、公、猶人行坦途從容自適。苟貪賄羅法、猶行荆棘中。

元末の腐敗官僚の搾取を心より憎んだ一人の貧農出身者としての体験から、太祖は官・吏に清廉・遵法の精神を要求した。また、太祖は、任官に当って才能ある者を採用して職責を完遂せしめる代償として俸禄を給与したが、それが貴重な農民の労働の成果⇨天祿であるが故に、彼に対して「恤民」の政治を要求したのであった。しかし、「恤民」



つまり貪官汚吏や土豪の不法搾取を懲戒した小農民の育成を期することは、体制的には地主階級擁護の政策に帰着するものであったことは言うまでもない<sup>15)</sup>。なお、太祖の嚴罰主義は、贓罪を犯した者が大量に左遷・免官・死刑に処せられたのみならず、能吏であつても微罪を犯せば免官になるといふ如く徹底した。しかし、経学・政務に練達するか、また愛民の政治を行つた微罪の能吏は、後年行き過ぎを認められた太祖によつて復官させられた<sup>16)</sup>。

太祖の嚴罰主義は、実務を遂行した胥吏に対して最も徹底した。既に呉元年（一三六七）、受贓を人に暴露された胥吏が井戸に投身自殺した機会を把えた太祖は、それを「貪汚者」の見本として群臣に戒諭した<sup>17)</sup>。太祖が地方政治の成否を官員―胥吏ラインの管理強化においていた点は、前述表IV〈到任須知の項目内容〉の須知項目⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の中で窺われる。明実録洪武九年九月己卯の条においても、福建参政魏鑑・瞿莊の兩人が一人の奸悪な胥吏を笞刑で死亡させたとの中書省の報告に対して、太祖は璽書を賜給して兩人を激励したのち、以下のように述べた。

或云胥吏小人何預治亂。是大不然。吏詐則蠹政。政既墜矣。民何由安。朕所以命著爲令者、正欲使上官馭吏、動必以禮、而嚴之以法。若吏卒背理違法、繩以死無論。此令行久矣。奈何、貪官動爲下人所持、任其縱橫、莫

敢誰何。所以政無施而民受枉。朕嘗謂。若爲官臨政、無馭吏之威、則諸事無成。馭得其法、則威立令行、事無不舉。

太祖は、「民安」政治の実効をあげるためには、官員の威令に背く胥吏は殺してもよい、という。しかし、官途を皇帝一人にだけ責任を負えばよい昇官発財の道と心得る一方、短期毎の渡鳥ゆえに実務にうとい官僚にとつては、太祖の命令は実行し難いものであった。実務に通曉した胥吏も心得たもので、官員の直接の蓄財方法であり、昇官の資本となる不法搾取を結託して行うことは、最も合理的であつた。貪官が胥吏に把持されるという太祖の最も危慮した右の事態は、以後の生産力の回復発展期においては、収奪機会の増大や経済活動の活性化と相俟つて更に盛行する必然的な可能性をもっていたと考えられる。

以後も、太祖の意向に沿う忠臣は、声高に褒賞された。例えば、皇明詔令卷三、褒賜蘇州府官僚勅 洪武十九年六月三十日には、

其姑蘇之郡、吏員・皂隸、自設開衙以來、陷害官長者多矣。今聞、知府王觀・同知曹恒・經歷王時、將猾吏錢英、當廳極死。治下之方、甚得其當。如此、則政行令止、姦人且遠。境內肅清。良民瞻仰美哉。

という如く、国初以來、蘇州府官僚は胥吏や皂隸の計略に

陥れられる者が多かった、という。だが、太祖直筆の大詰等が頒行されて嚴罰主義政策のより徹底したこの段階で、知府・同知・經歷等の府官が一人の猾吏を刑死させたという事実は、政策の一定の成果とみられる。しかし、政策が貫徹しても、貪官・汚吏の一扫が如何に難事業であつたかは、以下にみる太祖と貪官との格闘をみればわかる。

地方政治を処理する地方官―胥吏や上級地方官―下級地方官の間、さらには京官―地方官の間に賄賂の授受を考えた場合、収賄者は地方官や上級地方官、さらには京官といふことになる。南京を首都とした洪武政治においては、江南近辺出身の内外官僚と賄賂で結託した江南地主段階が一枚加わり、彼らが政治・経済的に自己循環して太祖のめざす中華統一王朝への阻害要因とみなされ、弾圧がそれらの官僚・地主に集中された一面のあつた事実は、檀上寛氏に指摘がある<sup>(19)</sup>。しかし、官吏による過度の搾取を排除して小農民の再生産を保証することを目指した太祖の安民政治の前提である貪官退治は、南人政権の北への遷都を予定した実質的な中華統一王朝への脱皮の過程におけるジレンマという見地からと同時に、賄賂は主に昇官・発財を目的とした内外官僚の結託を媒介に授受されたのであれば、更にグロ―バルに官僚統治策としても把える必要がある。明実録洪武四年十一月庚申の条で太祖は、「自今、官吏の贓罪を

犯す者は貸すなし」とのべて、先ず収賄者の処罰を命じた。処罰の理由は、「元末弊政。仕進の者は多く權に賂遺して名爵を邀買す。下は州県簿書の小吏に至るまで、財賂にあらずんば亦た得て進むなし」という如く、上は大官より下は州県の小役人に至るまで賄賂が昇進を目的として授受されていた元末の弊政を断つためであつた。そして、明実録洪武六年二月壬寅の条でも、太祖は、「貪虐の徒は、小罪といえども亦た赦さず」との厳しい姿勢を再確認した。

洪武九年には、一種の捏造事件とされる空印の案が起きた。当時、行省や府州県の官庁が毎年中央の戸部に胥吏を出頭させ、その年の地方財政の収支決算をする慣例があり、手続き完了後に戸部と地方官庁の認印を必要とする書類上の規定に対して、地方官庁が戸部での照合前に予めカラの空印を押した書類を携帯し、地方へ引き返して長官の印をもらい直す二度手間が省かれていたが、空印の案は、この過程で不正があると理由で、関係の胥吏及び行省や府州県官僚の多くが処罰された事件であり、狙いは王朝成立過程で任官した多くの江南近辺出身官僚に対する一大刷新であつたとされる<sup>(20)</sup>。この事件を契機に、既述の洪武九年十二月には、府州県官の考満による黜陟期限が九年に、朝覲の期が三年に決定したが、この考満入覲及び朝覲の整備は、事件後の官僚機構の整備を意図したものでないかと

考えられる。ただ、三年朝覲制は、その実施が甚だあやしく、以後一年一朝制に変更されたことも一時あつた点は既に述べた。

次いで、同十三年正月、中書左丞相胡惟庸が謀叛を企てたとの理由で一萬五千人もの連坐者を出した中書省廃止のための捏造事件によつて、皇帝に直屬した六部が布政司を統属する体制が完成して、皇帝の独裁権力は一段と強化された。この事件の背景にも、中央官と癒着した江南の土豪・大地主及び地方官との間を切断する狙いがあった。<sup>(21)</sup> 事件後の明実録洪武十三年九月丁未の条で太祖は、府州県長官に對して、

詔戒守令曰。……其立綱陳紀、所以安民也。曩因姦臣弄權、恣行不法、内外之職、咸罔克忠。惟貪賊蠹政以干邦憲。今爾等、皆出編氓、深知稼穡艱難、民生疾苦。是用授以職任相與圖治。爾當竭誠報効、無踏前非。

という如く、農民の稼穡の艱難を認識して、賄賂をもつて中央官と結託することがないように戒めた。

洪武十四年正月には、官人をも含む全人民を皇帝への一元的支配に編成した税・役徴収体制Ⅱ里甲制が成立して、明朝支配は一応の確立をみた。明実録洪武十四年三月癸卯の条で太祖は、

勅刑部。自今官吏受賄者、必求通賄之人、併罪之。徒

其家于刃。著爲令。

という如く、洪武四年の収賄の官・吏に對する処罰規定を一步進めて、贈賄した官・吏をも一轄して処罰し、その家族も刃境の地に流罪とすることを法令化した。同年十月には伝統的な考課の制度である考滿が最終的に整備され、次年八月には郷試も再開された点は、既に述べた。この間においても、太祖は、絶えず府州県官や胥吏の「貪心」に對して、極刑を對置させて警告してゐる。<sup>(22)</sup>

政權基盤の確立期を迎えた洪武十三、十四年以降においても、中央政府では、郭桓の案・李善長の獄・藍玉の獄という三大疑獄事件が捏造されて、君主独裁権力の最終的確立にとつての障害の一扫が図られた。先ず、郭桓の案の前年に當る明実録洪武十七年四月壬午の条には、礼部への上諭して、

朕嘗命。縣考於州。州考於府。府考於布政司。各以所臨精其考覈、以憑黜陟、昭示觀戒。今上下之政。惟務苟且。縣之賢否、州不能知。州之賢否、府不能察。府之賢否、布政司不能察。善無所觀、而惡無所懲。

とみえ、太祖は、上下の地方長官がいい加減な責任逃れの政治に終始しているため、例えば知県の政績の如何について、考課の責に任ずべき知州は知らないとし、知府・布政司官とても同様であると嘆いている。そこで太祖は、同条

で、州県官・知府・布政司官の政治責任を明確化して遵守させようとした。

其一。州縣之官、宜宣揚風化、撫字其民、均賦役、郵窮困、審冤抑、禁盜賊。時命里長告戒其里人、敦行孝弟、盡力南畝、毋作非爲以罹刑罰。行鄉飲酒禮、使知遵卑貴賤之體。歲終察其所行善惡而旌別之。

知府の職責は、既述の到任須知内の懲税・裁判・教化・治安等を中心として、これらを里長を通じて実現させる点にあった。

其二。爲府官者、當平其政令、廉察屬官。致治有方、吏民稱賢者、優加禮遇、紀其善績。其有闒茸及蠹政病民者、輕則治之以法。重則申聞黜罰。然不得下侵其職以擾吾民。

知府の職責は、州県官の政績を評定して、善政を記録し、無能力者や貪官を自ら治罪するかまたは上官に処罰を申上することであった。処罰の考語の目である闒茸が、洪武十八年正月の朝覲考察で機能した点は既にのべた。

其三。布政司官、宜宣布德化、考覲府州縣官能否、詢知民風美惡、及士習情僞。姦弊甚者、具聞鞠之。如所治不公、則從按察司糾擧。

布政司官の職責は、一省の長として朝廷の徳政の方針を宣揚し、府州県官の政績の能否を評定する点にあった。但

し、その不正は、按察司官に弾劾された。要するに、右の上諭は、布政司官↓知府↓知州・知県と統属する地方官の責任考課体制の強化をうち出したものであり、洪武二十三年の責任条例の前ぶれをなすものであった。

このほか、同十七年四月には、朝覲の際に土地人民凶を業績一覽に添付した紀功の凶冊を持参することが命ぜられ、同十月には、朝覲の際に併せて黜陟の処分を行うことが表明された。それが翌十八年正月に実施され、従来の考満の処分者11不称職四十一員は留任となったが、貪汚者一七一員と闒茸者一四三員とが免官となった点は既にのべた。次いで、明実録洪武十八年二月甲辰の条において、国子監博士高允憲は、布按兩司官、府州県官の中、「節行卓異・政事公平」の者には「増秩賜金」して拔擢し、たとえ公務上の過失があつても許すが、「貪汚・闒茸」の者は罷免し、「苛刻虐民・廢法不奉行」の者は死刑にすべきであるとの考察の徹底化を進言して太祖に承認された。これを受けて、明実録洪武十八年三月壬戌朔の条には、

上諭戸部臣曰。善爲政者、賦民而民不困、役民而民不勞。……近來有司、不以民爲心、動即殃民。殃民者禍亦隨之。苟能憂民之貧、而慮民之困、使民得以厚其生、此可謂善爲政也。爾勉之。

とあつて、太祖は、善政とは賦・役の徴収を公平に行つて

民を貧困に陥れないことを言うが、現在の有司はこれに逆つて身を減ぼしている者がいる、という。

このような考課、特に朝覲考察を徹底させて地方の貪官の掃が図られたが、中央の貪官弾圧としても郭桓の案が発動された。この事件では、戸部侍郎郭桓をはじめとする六部左右侍郎以下の六部官僚が、地方官より収賄したとの理由で刑死したほか、地方官や地主階級にも処罰は及んだ。不思議にも実録に記載のないこの事件は、皇明詔令卷三、「禁戒諸司納賄詔 洪武十八年六月二十七日」の条に詳記されているので、この直前に発生したものと考えられる。この案は、六部官僚と結託した貪官や江南地主の弾圧をめざした一種の捏造事件であったともされる<sup>23</sup>。

御製大誥統編、松江逸民為害第二には、両浙・江西・両広・福建の地方官は、国初以来、「往々未だ終考に及ばず、自ら贓貪を免れず」、というように、九年目の黜陟以前に贓罪で処罰される者が多かった。明実録洪武十八年十月乙卯の条には、「決して民の利を脛つて上官の欲に徇うことをしなかつた」との理由で、太祖が宜興県主簿王復春を常州府同知に昇官させたことがみえる。その際、太祖は、「方今の有司で〔王復春〕に如ぶ者はいない」と述べて、依然として貪官の多いことを示唆している。明実録洪武十八年十一月甲子の条では、太祖は、侍臣に対して「富を民に蔵

する」保国の道を説き、太祖自身が経験した元末「兵荒飢饉」時代の苦難の気持を現在も堅持して民の再生産に如何に努力しているかを強調している。また、実録には見えないが、同月太祖は、詔を出して民害をなしていると判定された地方官を全て上京させて免官とした上で処罰した<sup>24</sup>。なお、同十八年より十九年にかけて頒布された太祖直筆の御製大誥・統編・三編の事例書も、貪官や汚吏・富民・土豪への警告の役割を担っていたと考えられる。

地方官や六部官僚に対する肅清とともに、中央では、更に皇帝権強化のための弾圧の矛先が建国の功臣たちにも向けられた。先ず洪武二十三年には、韓国公李善長以下十数人の功臣達がかつて胡惟庸と通謀していたとの理由で処刑されたが、連坐した者は実に一万数千人にも上った。李善長の獄は、元老として政治的に大きな発言力を持ち、武職の高官を独占した江南近辺の新興大地主に対する弾圧であった。同じく一万数千人の連坐者を出した同二十六年の藍玉の獄は、皇太子死亡後に後継者に決定した皇太孫の將來を案じた太祖が生き残りの功臣・官僚達を弾圧したものであった<sup>25</sup>。右の両事件に照応するかのよう、地方官に対する考課体制が最終的に整備されたのが、この時期の特徴であった。

まず、官僚考課の財政的裏付である俸禄制は、洪武四年

正月に制定され、同十三年二月に重定をへて、同二十年九月に明一代に貫徹する制度として成立した<sup>28</sup>が、李善長事件の発生した同二十三年には、既述の同十七年四月に上呈した地方官に対する責任考課体制が「責任条例」として完成した。万曆明会典卷十二、吏部十一、考功清吏司、責任条例には、「高皇帝は吏職の称うなきに懲りて、親しく責任条例一篇を製した」とみえるが、これは、布按両司・府州県官に頒布され、刊刻されて遵守が命ぜられた。「吏職のかなうなき」とは、同条に、

洪武二十三年勅。方今所用布政司・府州縣・按察司官、多係民間起取秀才・人材・考廉。各人授職到任之後、畧不以到任須知爲重。公事不謀、体統不行、終日聽信小人、浸潤謀取賊私、酷害下民。……所有責任条例、列於後。

とある如く、特に薦挙で任官した大半の地方官が、この段階では着任心得の到任須知を軽視して公務をサボリ、胥吏と結託して下民より賄賂の搾取を企んでいる状況を指す。

具体的にみた場合、布政司については、

一 布政司治理親屬臨府。歲月稽求所行事務、察其勤惰、辯其廉能、綱舉到任須知内事目、一一務必施行。少有頑慢、及貪汚、坐視恬忍害民者、驗其實蹟、奏聞提問。設若用心提調催督、宣布條章、去惡安善。儻耳目有所

不及、精神有所不至、遺下貪官汚吏、及無藉頑民、按察司方乃是清。(府州縣・按察司官については省略)

とあって、布政司官は、まず府官が政治綱領でもある到任須知内の項目に則して行政事務を遂行しているかどうかを監査したのち、府官の政績を勤惰・廉能と評定し、「頑慢・貪汚」にして民害をなす者については実蹟を調査し、呼び出して審問したい旨を上奏する。布政司官の監査網より漏れた貪官汚吏や、無頼のならず者である無藉頑民は、按察司官が処置を行う、という。(次いで知府は、州政を監査し、監査に漏れた貪官汚吏や無藉頑民は布政司官が処置する。知州は、県政を監査し、監査に漏れた貪官汚吏は知府が処置する。知県は、里甲を監督して法令を徹底させ、上下の分を認識させて治める。知県の監督より漏れた無藉頑民は知州が処置する。もし、右の布政司官・知府・知州・知県の各級管理官の中、悪を除いて民生を安定させる能力のない者は、按察司官が処置を行う。按察司官は、布政司官より知県までの各級官を管理するが、不行届の点は、巡按御史が処置する。もし、按察司官が貪官汚吏と結託して、民が無実の罪に泣くような場合は、両者は巡按御史によって治罪される、という。)要するに、右の責任条例は、布按両司官より知県に至る各級地方長官に所管の官僚の治績を考課させて、貪官・汚吏や無藉頑民を徹底的に排除すること

を狙ったものである。なお、条例の最後には、府州県長官が政績簿の事蹟文簿を一人の胥吏に持たせて季節毎に当該上司に届けさせ、布政司官が手許に集約されたそれらの文簿を評定して、自己衙門の文簿と取りまとめて年末に上京し、吏部に提出したことが違反者への重罰規定を伴って見える点は既にのべた。

次いで、明実録洪武二十五年八月戊寅の条には、太祖が「禄を食む者をして民を恤むゆえんを知らしむるために、内外の諸司に『醒貪簡要録』を頒布したことがみえる。民を恤む理由について、太祖は、

上諭廷臣曰。四民之中、士最爲貴。農最爲勞。士之最貴者何。讀聖賢之書、明聖賢之道、出爲君用、坐享天祿。農之最勞者何。當春之時、鷄鳴而起、馭牛耕手而耕。及苗既種、又須耘耨。炎天赤日形體憔悴。及至秋成、輸官之外、所餘能幾。一或水旱蟲蝗、則舉家遑遑無所望矣。今居官者、不念吾民之難、至有刻剝而虐害之、無仁心甚矣。

という如く、いながらにして俸禄を受ける官員に対して、農民は農作業で難儀苦勞して稔の秋を迎えても、税糧を納入すれば幾何の残りもないうえ、天災にでもあえば目もあてられない惨状に陥るのに、現在の官員が全く思いやりの気持を欠いて農民から限度外の搾取を行っているためだ、

と述べている。つづいて同条で太祖は、戸部に命じて文武大小官員の官品と、米に換算した年俸額との備忘録を作らせ、更にその年俸額に見合う土地生産高と必要な労働力とを計算させ、一書に編成して醒貪簡要録と命名したのであった。この書の頒行後も、例えば江西九江府彭澤県知県は、凶作で女兒をも身売りするほどの農民の窮状を見殺しにし、官倉を開いて心にかけて救済しようとする姿勢が全くないところを巡按御史に摘発され、太祖の命令で杖刑に処せられている<sup>(27)</sup>。

洪武年間最後の疑獄は同二十六年の藍玉の獄であったが、太祖は、官僚支配のための諸法令を『諸司職掌』として発布した。既述のように、この書には、洪武十三年以前の刊行と推定され、地方官の統治の綱領であると同時に、あらゆる考課の評定素材ともされた到任須知が収録され、次いで伝統的な考課の制度として同十四年十月に確立した考満の制度、並びに考満・朝覲考察のための事前の政績評価を各級地方長官の責任で徹底させる同二十三年の責任条例が収録され、最後に洪武元年より同九年十二月に朝覲の制として整備され、同十一年より十七・八年頃には考察の制も規定され、同二十三・二十六年の右に述べた諸規定も補充されてほぼ完成をみた朝覲考察制度が収録された。なお、朝覲考察制度に関しては、干支の不確定な三年一朝制

が同二十九年に辰戌丑未の年に確定した時が明一代に貫徹する制度の完成とみなされる。

以上の如く、太祖の貪官一掃策は、賄賂の来源である地方官に対する考課の制度的保証の整備発展を伴いつつ、小農民の再生産の保証策として展開していった事実が述べられる。

## おわりに

以上、二章に亘る検討の結果、以下の点が判明した。明初洪武年間の考課の制度は、南京奠都以後、集権官僚制を手足に君主独裁権力を確立して、中華統一王朝への脱皮をめざした太祖朱元璋の一連の政策と密着しながら展開した。古来、昇官を願望する官僚集団を皇帝の施政方針に従わせる上で一定の機能を發揮したと考えられる伝統的考課の制度は、明代では考満と呼ばれた。本制度は、洪武十三年正月の六部―布政司体制の皇帝への直属による君主独裁権力の強化と、翌十四年正月の里甲制の成立に伴う明朝権力確立後の同年十月に確立した。称職・平常・不称職の三等制に基づく考満の地方官に対する黜陟は、降級―左遷等の処罰を意味する黜に重点がおかれていたが、不称職者も殆どは免官を免れていた。

これに対して、布政司・按察司官や府州県官が上京して

天子に謁見する三歳一朝の朝覲の制も、考満の制とともに洪武元年に始まり、明朝権力確立後に完成した。特に、科挙制が復活する洪武十五年八月以前の朝覲では、本来儒教倫理に徳行の体得者に賢才として任用され、地方官の大半を占めた推薦官僚に、再生産の回復過程にある小農民に対する限度外の搾取を禁じて恵政を施せ、との訓戒の方式が有効に機能していた。ところが、同十一年の朝覲では、朝覲と併せて考察が始まったが、三等の政績に対する処分は、礼法上の制裁に止まっていた。しかし、明朝権力確立後の特に同十七年には、四月に「闖茸・蠹政」等の知州知県への黜罰方針が決定し、五月に朝覲規定が整備され、十月に朝覲の際に政績不良者への黜罰の実施が表明された。同十八年正月の朝覲考察では、考満の三等の黜陟に加えて、「貪汚・闖茸」等の免官に相当する処罰の考目が採用され、朝覲した計四千百十七員の布按二司・府州県の中、その約七・七％にあたる三―四員が免官となった。明朝権力確立後の考察の処分の中に、考満の降級―左遷の処分に加えて、免官規定が採用された背景には、基本的には、小農民の再生産の確立に伴う生産力の発展と官僚の収奪機会の増大という社会経済的な客観情況があげられる。つまり、考察の免官規定は、収奪機会より貪官部分を排除するための制度的な保証として機能していた。



朝覲考察制度の創設

三考一十九年の考滿による地方官の入覲の際、規定では三年（実際は三、四年）毎に奉行された朝覲の際、規定では毎年（実際は三、四年）上京する布按二司官が府州県官の政績を中央へ報告する際等には、既に洪武元年より現われ、朝覲の考察処分が嚴重化する同十七、八年以降には、事蹟文簿・紀功圖冊・事蹟功業文冊などとして定型化した政績記載帳簿が上呈された。簿・冊に記されたはずの考語の評定基準は、洪武九年段階までは小農民の再生産回復過程に照応して、戸口・田土の拡大と教化の徹底におかれていたが、以後の再生産の確立に伴う同十四年の里甲制成立以後では、税・役の限度外搾取を行う貪官・汚吏とは無縁な清廉の能吏が評価され始めた如く総花的となった。徴税・裁判・教化・治安等を中心に構成された三十一項目の到任須知は、その典型となった。

確立した小農民の再生産を維持しようとする太祖の情熱は、元末貪官の苛政に憤怒した一貧農の実体験の炎として政治・制度上にも反映された。即ち、考課の財政的保証である俸禄制の確立した同二十年前後より、太祖の貪官対策は、積極的に推進された。それは、政治的には、模範的清官や善政の能吏に対する褒賞や、江南大地主及び地方官と賄賂で癒着した六部官僚を弾圧した同十八年六月の郭桓の案や、以後の疑獄事件等に投影された。またそれは、朝覲

考察制度の上には、一層整備された同十八年正月の考察の断行や、同二十三年の貪官のみならず汚吏の一掃をもめざした各級地方長官による責任考課条例の発布、さらには考滿・朝覲考察に関する考課の諸条例を整備補充した同二十六年の諸司職掌の中に貫徹していった。

註

(1) 拙稿「明末官評の出現過程」『九州大学東洋史論集』9、一九八〇年。

(2) 左の二表は、明実録洪武十四年十月壬申の条に拠って作成した。

<繁簡則例>

事簡	事繁
府田糧十五万石以下	府田糧十五万石以上
州田糧七万石以下	府田糧七万石以上
県田糧三万石以下	県田糧三万石以上
「僻静之處」	親臨王府
	都司・布政使司・按察司の所在地
	「有軍馬守禦路当駅道辺方衝要供給之處」
	「在京諸司」

〈称職・平常の評定ケース〉

九年＝通考										評定
平常					称職					
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	一考
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	二考
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	三考
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	称職
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	平常
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	不称職

〔註〕黒い部分は該当箇所をさす。

(3) 明実録洪武六年九月癸卯の条。

詔定散官咨給。凡除授官員、即與對品散官以三十月爲一考。每考陞一等。在外官以三歲爲一考。每考陞一階。

(4) 明実録洪武十七年八月癸未の条。

定考績法。先是、監察御史李端言。任官宜内外相參、以杜權黨。上命吏部議行之。至是、吏部尚書余燦等議。三年一考九年通考、乃本朝考績之常法。今在外官、宜仍舊

朝覲考察制度の創設

九年、京官以三年爲滿。

(5) 正德明會典卷一四、吏部十三、考功清吏司、考覈一、官、事例。

洪武十七年令。布政司按察司官、年終來朝、將所屬官員考過堪用平常不堪用名數、親自奏聞。直隸府州官同。

(6) 明実録洪武十五年八月己卯の条には、

有廣東儒士上治平策。上覽之顧謂侍臣曰此人不知道理。豈有涉數千言、論治而不及用賢。天下之大、欲朕一人自理之乎。雖有至聖之君、猶以用人爲重。

とあつて、太祖は政治の安定策を上言した広東儒士に対して、累々と治を論じてはいるが、統治のために賢人を任用することを述べていないのは道理を識らない人だ、とのべている。

(7) この部分は、万曆明會典卷十二、吏部十一、考功清吏司、責任條例に、五字が別字である外は全く同文で収録されている。

(8) 諸司職掌、吏部、考功部、考覈、官。

一凡在外有司府州縣官。三年考滿。先行呈部、移付選部、作缺、銓註。司勳、開黃、仍令給由。其見任官、將本官任内行過事蹟、保勘覆實明白、出給紙牌、撰造事蹟功業文冊。紀功文簿、稱臣僉名、交付本官、親齎給由。如縣官給由到州、州官當面察其言行、辦事勤惰、從實考覈。

稱職、平常、不稱職詞語。州官給由到府。府官給由到布政司。考覈如之。以上、俱從按察司官覈考。仍將考覈覆考詞語、呈部。

- (9) 檀上寬「明王朝成立期の軌跡―洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって―」『東洋史研究』三七―三、一九七八年。山根幸夫「元末の反乱」と明朝支配の確立」岩波講座『世界歴史』12、一九七一年。同「明帝国の形成とその発展」『世界の歴史』11、筑摩書房、一九六一年、参照。なお、郷試の再開は、明実録洪武十五年八月丁丑朔、科擧成式の頒布は、同十七年三月戊戌朔の各条にみえる。
- (10) 薦擧の詔は、明実録洪武十八年十二月丙午の条にみえる。

- (11) 明実録洪武十一年三月丁丑の条。  
河間府知府楊冀安等考績來朝。上命吏部曰。考績之法、所以旌別賢否、以示勸懲。今官員來朝。宜察其言行、考其功能、課其殿最。第爲三等。稱職而無過者爲上、賜坐而宴。有過而稱職者爲中、宴而不坐。有過而不稱職者爲下、不預宴、序立于門、宴者出、然後退。庶使有司知所激勸。
- (12) 明実録洪武四年十二月乙酉の条。「吏部奏。天下府州縣通一千三百四十六。官四千四百九十三。府一百四十一、官八百八十。州一百九十二、官五百七十二。縣一千一十三、官三千四十一。」陳邦彥・陳巖野先生集(乾坤正

氣集卷五五二)卷一、制用第五、汰冗員、「初京官額一千二百餘人。見於先臣馬文升之疏。」明實録洪武十三年二月戊申、「定六部官制。凡設官吏五百四十八人。官一百五人。」参照。

- (13) 万曆四十三年利、涂山・明政統宗卷三、洪武四年四月「以方克勤爲濟南知府」、「乙卯洪武八年春正月辛酉朔、洪武九年「十月……濟寧知府方克勤卒。……值我明歷仕濟寧。多善政。曹縣令程貢、以不職被笞」。の各条参照。方克勤が方孝孺の父であり、空印の案に連坐して刑死したことは、本文引用の明史の同条に「以空印事連逮死。子孝聞・孝孺」とみえる。

- (14) 正徳明會典卷十一、驗封清吏司、吏部十、到任須知二、の部分は、永樂期に補充整備されたものである。
- (15) 陳高華「從《大誥》看明初的專制政治」『歷史研究』一九八一年第一期及び明実録洪武三年二月庚午の条、参照。

- (16) 明実録洪武十年十一月甲辰の条。「新除有司官。上諭之曰。天下有司奏缺官。朝廷以時選補。比除未久。有司又復奏缺。是何犯罪罷黜者之衆也。……彼皆不思守法以保之、欺人欺天、競爲賊利。」御整大誥三編・進士監生不悛第二。吳晗「朱元璋伝」三聯書店、一九四九年、参照。
- (17) 明実録洪武十三年五月己亥の条。

其洪武十三年天下秋糧、悉行蠲免。凡官員、以罪黜罷、情非實犯者、許親自來朝。仍授以職。

明史錄洪武十七年正月丙寅の条。

上諭吏部臣曰。近内外官員、有以微罪罷免者。其中多明經老成、練達政務。一旦廢黜、不得盡展其才能。朕甚惜之。……於是、〔罷免官輩〕貫道等五十餘人至京。皆擢居顯職。

明史錄洪武二十一年正月戊寅の条。

太祖諭吏部臣曰。爲國以任人爲本。作姦者、不以小才而貸之。果賢者、不以小疵而棄之。姦者必懲。庶不廢法。宥過而用則無棄人。陳允恭前任諸城、以簿書之過、謫戍雲南。比有言其治縣時、能愛民。夫長民者、能愛民、雖有過可用也。於是、召允恭還復其官。

(18) 明太祖寶訓卷六、諭群臣、吳元年八月戊申の条。

(19) 註(9) 檀上論文。

(20) 註(9) 檀上論文。

(21) 註(9) 檀上論文。

(22) 皇明詔令卷二、戒諭諸司修職勅洪武十五年六月初五日。同卷二、命諸司遵奉勅合勅洪武(十五年末より十六年初め頃?)

(23) 註(9) 檀上論文。

(24) 明政統宗卷四、洪武十八年十一月。詔天下盡革有司積爲民害者、至京罪。

(25) 註(9) 檀上論文。

(26) 明史錄洪武四年正月庚戌、同十三年二月丁丑、同二十年九月丙戌の各条。清水泰次「明初官俸の社会経済的考察」、『史観』41、一九五四年。田村実造「明朝の官俸と銀の問題」東方学創立二十五周年記念『東方学論集』一九七二年。参照。

(27) 明史錄洪武二十九年二月乙卯の条。

(28) 福島繁次郎増訂「中国南北朝史研究」名著出版、一九七九年、参照。以下、多数の考課論文の分析は次稿に譲る。